

千葉県障害者社会参加推進センター運営要綱

(目的)

第1条 千葉県障害者社会参加推進センター運営事業（以下「事業」という。）は、障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立社会と社会参加を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、千葉県とする。

2 事業の実施については、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会参加推進事業の受託実施
- (2) 社会参加推進事業の受託実施に必要な情報の収集、分析、提供
- (3) 社会参加推進事業の受託実施に関する評価・調査研究
- (4) 千葉市の障害者社会参加促進事業に対する協力
- (5) 障害者社会参加推進関係団体に対する指導・援助
- (6) その他障害者の社会参加推進のために必要なこと

(社会参加推進協議会の設置)

第4条

- (1) 千葉県障害者社会参加推進センター（以下「推進センター」という。）に社会参加推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。
- (2) 推進協議会は、推進センターの業務に関する企画、立案を行う。
- (3) 推進協議会の構成は、行政関係者、身体障害者関係団体代表者、知的障害者関係団体代表者及び精神障害者関係団体代表者等とし、各障害者団体の要望が適切に反映されるよう運営されなければならない。
- (4) 推進協議会は、障害種別の専門性に対応するため、身体障害者部会、知的障害者部会及び精神障害者部会を設けるものとする。

(留意事項)

第5条

- (1) 事業が総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。
- (2) 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。
- (3) 事業の実施に当たっては、ボランティア団体、地域団体、市民組織等の幅広い協力が得られるよう配慮すること。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。